

令和4年9月16日

出産に関する費用等にかかる消費税の誤徴収について（お詫び）

1 概要

平成3年の消費税法改正により非課税とされている出産に関する費用について、一部を非課税とすべきところ、誤って課税扱いとして徴収していたことが判明しました。

ご迷惑をおかけしました皆様方に対し、深くお詫び申し上げますとともに、対象の方へ返金させていただきます。

2 返金対象等

(1) 対象期間：平成24年6月～令和4年5月

(民法の債権消滅時効である10年間による)

(2) 返金対象内容、対象人数および返還額計等

対象内容	対象者数	返還額計	平均額	最高額	最少額
室料差額料 病衣 選定療養費（初診で紹介状なしで受診）	1,084人	2,631,583円	2,428円	48,875円	11円

※遅延損害金は除く。

3 返金方法

返金対象となる方には、返金額及び返金方法等に関するお知らせを郵送いたします。同封の書類に必要事項をご記入頂き、返信用封筒によりご返送頂きますようお願いいたします。

書類を受付後、遅延損害金を加算した返還金を口座振替にて、返金させていただきます。

4 再発防止策

関係法令等の改正があった場合、内容確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。

5 お問い合わせ先

厚生連滑川病院 医事課

電話 076-475-1000（内線 5655）

受付時間 午前9時00分～午後4時00分（土日祝日除く）